

# SIAL パリ 2018 出展支援のご案内

うま FOOD  
ひょうごの美味し風土拡大協議会

## 1 概要

「美食の国」と呼ばれ、世界中から多くのシェフやバイヤーも、食のトレンドを求めて訪れるフランス（パリ）で開催される世界最大級の食品展示会 SIAL への兵庫県内生産者・食品事業者を支援することにより、安全・安心で高品質な本県農畜水産物・加工食品の、フランス、EU、さらには、世界を見据えた販路開拓に取り組む。

## 2 SIAL 2018（パリ）の概要

期 間：平成 30 年 10 月 21 日（日）～25 日（木）

場 所：パリ ノール ヴィルパント展示場

(Paris Nord Villepinte、

ZAC Paris Nord 2, 93420 Villepinte, Paris)

主催者：コムエクスポジウム社 (Comexposium)

前回(2016)実績：104 カ国・地域から 7,000 社、

来場者(バイヤー等)155,000 人

(SIAL のウェブサイト:<https://www.sialparis.com/>)



SIAL2016 会場内の様子  
(パリ ノール ヴィルパント展示場)



SIAL2016(前回)兵庫県ブースイメージ

## 3 出展概要

(1) 主 催： ひょうごの美味し風土拡大協議会

(2) 出展方法

SIAL 会場内に設置されるジェトロジャパンパビリオン及び当協議会が設置する兵庫県独自ブースへの出展 (図 1 参照)

(3) 選考方法

① 当協議会あてご応募いただいた後、まず、当協議会からジェトロジャパンパビリオン通常出品枠 (9 m<sup>2</sup>/事業者) に応募いたします。

② ジェトロの審査による採択者は、ジェトロジャパンパビリオンに出展いただけます。

③ ジェトロブースに採択されなかった事業者は、当協議会が改めて審査を行い、うち 4 事業者 を SIAL 会場内に設置する兵庫県独自ブース出展者として採択します。(5 m<sup>2</sup>程度/事業者。ブース内には、商談スペースのほか、簡易な給排水設備や倉庫も設ける予定です。)

④ なお、募集〆切の時点で、4 事業者以内の申込みとなった場合、すべて兵庫県独自ブースでのご出展とさせていただきます。

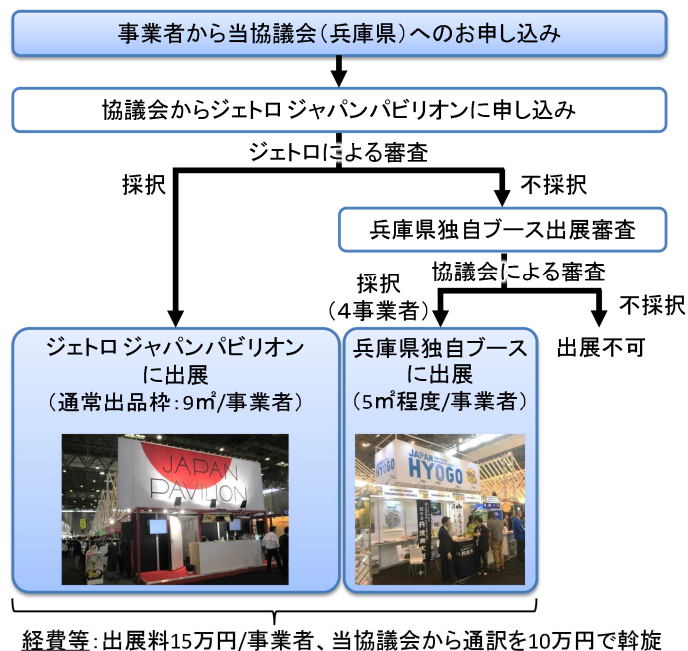


図 1 出展の流れ

#### 4 募集対象及び出展要件

以下の条件をすべて満たす者を対象とします。

- ① 兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。
- ② 兵庫県認証食品または、兵庫県産農畜水産物及びそれらを原料とする加工品等の展示商談を行うこと。
- ③ 商談を前提として参加し、商品の輸出に意欲的であること。
- ④ 出展期間中、商談担当者が出展スペースに常駐できること。
- ⑤ 出展期間中、裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。
- ⑥ 出展位置による集客の多少に差異が発生することを了承すること。
- ⑦ 近隣の出展者との関係性を良好に保ち、ブースの円滑な運営に協力すること。
- ⑧ 当協議会が案内する、出展に関連する説明会・講習会に出席すること。
- ⑨ 当協議会が実施する、商談結果・進捗状況等に関する各種アンケートやヒアリングに対応すること。
- ⑩ ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録していること。  
(出展申込みと同時登録可能)

#### 5 参加者負担金： 15万円/事業者

- ・参加者負担金に含まれるもの：出展料、共通部分の装飾・PR 資材等
- ・各出展者で別途負担：出展者渡航経費、通訳費※、商品サンプル、試飲試食に必要な備品・資材、商品説明用パンフレット、輸送費 等

※ 事業者自らが対応可能な場合を除き、通訳（日－英（及び仏））は必ず配置して下さい。  
なお、通訳手配を当協議会に依頼される場合、10万円/名で斡旋します  
 [各社1名分に限り、10万円を越える部分を当協議会が助成（実質半額相当助成）]

##### 【参考】通訳費用の目安

2016年当協議会通訳雇用実績：約20万円/人（4万円/人・日×5日間）

#### < 参考：支援の比較 >

		募集数	広さ	出展料	その他支援
パビリオン※ ジェトロ ジャパン	通常出品枠	26 枠 程度	9 m <sup>2</sup>	28 万円/事業者	
	協議会支援を 受ける場合 (ジェトロブース採択者)	—	(同上)	15 万円/事業者	通訳手配を当協議会に依頼される場合、10万円/名で斡旋

兵庫県独自ブース (ジェトロブース不採択者から選定)	4 枠	5 m <sup>2</sup> 程度	15 万円/事業者	(同上)
-------------------------------	-----	---------------------	-----------	------

ジェトロブース  
不採択者から選定

※ ジェトロジャパンパビリオンには「通常出品枠」以外にも「オープンスペース枠」及び「ニューチャレンジャー枠」があります（双方とも、占有小間がないカウンターでの出展）。これらは当協議会の支援対象外ですがご関心がある場合は直接ジェトロにお問い合わせください。

## 6 出展審査について

兵庫県独自ブースの出展希望者が多数の場合、当協議会内に審査会を設け、提出いただいた申込書等を参考に EU やその他の国への輸出の実績、海外輸出への積極的な取組の状況、EU やその他の国での出展商品の有望性などを考慮し、出展者を決定させていただきます。審査の結果、ご希望に沿えない場合がありますことをご承知おきください。

※ 応募多数により、審査会を開催する場合、個別に取組の現状等を電話等で聞き取りさせていただくことがあります。

### SIAL パリ 2018 出展にかかる PR 事業の実施予定について

SIAL パリ 2018 に参加する県内事業者の展示商談効果をより高めるため、事前にパリのバイヤーやシェフ等に兵庫県出展商品を PR する取組について、お預かりする負担金の範囲内で実施することを検討しておりますので申し添えます。

## 7 申込期限 平成 30 年 5 月 7 日（月）正午 12：00 事務局必着

出展をご希望される方は、別紙「出展申込書」及び「出展品データシート」にご記入の上、5 月 7 日（月）正午 12：00 必着で、ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農政環境部消費流通課）宛メールにて提出してください。

※ 提出いただいた情報は、SIAL2018 の出展受付・審査及び出展事務以外には使用しません。

## 8 今後のスケジュール（予定）

5 月 7 日正午 12 時 当協議会募集〆切（出展希望者→当協議会）

< 出展者審査期間 >

5 月下旬 ジェトロ ジャパンパビリオン出展者確定

6 月中旬～下旬 兵庫県独自ブース出展者確定

7 月～9 月 出展準備

8 月 出展者説明会

9 月 出展品等輸送

10 月 展示会開催

## 9 問い合わせ先・申込先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局 担当：藤田、松川  
（兵庫県農政環境部消費流通課内）

TEL：078-341-7711（内線 4047）、FAX：078-362-4276

E-mail：shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp

## 10 注意事項

- (1) 現地の展示会場でバイヤー等と商談していただくため、出展者は必ず現地へ渡航あるいは職員を派遣してください。（関係企業へ委託する場合はご相談ください）
- (2) ジェトロジャパンパビリオン内での位置については、食品カテゴリーごとに各出展者が配置されることとなっております。
- (3) 兵庫県独自ブース内での位置については、出展内容を勘案して事務局で決定します。 ご要望等に沿えない場合がありますが、ご了承願います。
- (4) 出展品はEU（フランス）へ輸出可能なものに限ります。
- (5) 「出展申込書」及び「出展品データシート」の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とし、出展をお断りすることがあります。適正な内容をご記入ください。
- (6) 出展募集締め切り後であっても、現地側規制の変更・強化があった場合は、出展できなくなるケースがあることをご留意下さい。
- (7) 東日本大震災による影響等がまだまだ続いており、日本からの輸出に時間がかかる場合もあるため、食品・飲料の輸送については、十分余裕を持って対応いただくようお願いいたします。特に生鮮・冷蔵品の出展を検討している場合にはご注意ください。  
※ SIAL 会場への輸送業者の情報は別途お知らせします。
- (8) 出展品は国内法令及び現地法令に照らして合法的に輸送してください。違反した場合は、今回または今後のご出展をお断りすることもあります。
- (9) ご提供いただいた個人情報は、事業実施のため、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合があります。また、本展示商談会に関するプレスリリース等において、企業情報や出展品の情報等が公開される場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- (10) 相応の理由なしに出展キャンセルされた場合や、アンケートやヒアリングへご協力いただけない場合には、今後当協議会が実施する事業の選定等において考慮されることとなります。
- (11) 展示商談会会場で生じた所有物等の盗難については、当協議会は一切責任を負いません。高価な出展品、自社スペースに持ち込むパソコン、デジタルカメラ等の所有物には展示商談会参加期間中盗難保険を付保されることをお勧めします。
- (12) 自社スペースを転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- (13) 「出展申込書」及び「出展品データシート」に記載した内容について変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、出展申込締切日を過ぎてから申込内容を変更される場合は、内容によっては変更に応じられないことがあります。
- (14) 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのある出展品の出展については、出展者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。  
(参考 URL <http://www.meti.go.jp/policy/anpo>)
- (15) 展示商談会最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。

## 11 EUの輸入規制等について

- (1) 2018年4月現在、肉性原材料（例：肉エキス）を含む食品で、日本で生産・加工されたものはEUへ輸出できません（EU・HACCAP認定工場で処理された和牛を除く）。また、日本産の乳製品・卵を使用した商品についても日本からEUへの輸出は認められていません。
- (2) その他の動物性原材料（例：魚介エキス）を含む食品についても、使用割合が高い等の条件によって原材料がEU・HACCP認定工場にて製造されている旨の証明等を求められることがありますので、EUの規制を確認する必要があります。
- (3) 2016年12月から、食品への栄養表示が義務化され、日本の栄養表示項目に加えて、飽和脂肪酸、糖類の記載が必要となりました。
- (4) 食品接触面にビスフェノールAを使用した容器・包装の使用はフランスでは禁止されています。
- (5) 添加物・香料を試用している場合、EUで使用可能かEUのポジティブリストを確認する必要があります（日本で一般的な添加物・香料でもEUで認められていないものがあります）。
- (6) 魚介類はEU・HACCP認定工場で加工され衛生証明書を添付する必要が有ります。また、天然魚介類は、衛生証明書のみでなく漁獲証明書・加工証明書も必要です。二枚貝等はEUが認定した指定海域で採取され、冷凍または加工処理されている必要が有ります。
- (7) EUではすべての遺伝子組み換え食品に表示・トレーサビリティが義務付けられています（最終製品中に遺伝子組み換えDNA・タンパク質が検出されない場合も含む）。意図せざる混入として表示・トレーサビリティが免除されるのは、EUが認可した組み換え体について0.9%未満、未認可の組み換え体について0.5%未満まで、その場合も「偶発的混入」であることを示すために生産証明書が必要です。
- (8) 一部の県は大豆、カキ、一部水産物、きのこ・山菜類及びこれらを50%以上使用した加工品について政府作成の放射性物質検査証明書が要求されます。また、その他の県はこれら食品について産地証明書が要求されます。また、サンプル検査が行われます。最新情報については、以下のウェブサイトを参照下さい。

内 容	URL
日本からの輸出に関する制度	<a href="https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country">https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country</a>
EU食品輸出ハンドブック	<a href="https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/02/d1bb606dfb9e257c.html">https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/02/d1bb606dfb9e257c.html</a>
EU等向け輸出証明書等の概要	<a href="http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/eu_shoumei.html">http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/eu_shoumei.html</a>

輸出入条件詳細情報 ※EU へ輸出可能な青果物が確認できます	<a href="http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html">http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html</a>
水産物の EU 向け輸出について	<a href="http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/export_EU.html">http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/export_EU.html</a>
動物性原材料を含む食品の EU 向け輸出に関する規制について	<a href="https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/78079a0b91b45545.html">https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/78079a0b91b45545.html</a>
フランスへの日本酒輸出ガイドブック	<a href="https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/0701684/report_sake.pdf">https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/0701684/report_sake.pdf</a>
EU における加工食品の輸入制度	<a href="https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/0701569/processed-food_EU.pdf">https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/0701569/processed-food_EU.pdf</a>
EU における食品添加物規制	<a href="https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/02/a0196b2a8de482d0.html">https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/02/a0196b2a8de482d0.html</a>
EU における食品香料・食品酵素に対する規制動向	<a href="https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/a121d90608bd04ff.html">https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/a121d90608bd04ff.html</a>
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応	<a href="http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html">http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html</a>
貿易投資相談 Q&A	<a href="https://www.jetro.go.jp/qatop/foods/qa/">https://www.jetro.go.jp/qatop/foods/qa/</a>
加工食品のフローチャート	<a href="http://www5.jetro.go.jp/newsletter/afa/2016/BM/Paris_2017/processedfood_flowchart.pdf">http://www5.jetro.go.jp/newsletter/afa/2016/BM/Paris_2017/processedfood_flowchart.pdf</a>

※上記リンク先は農林水産省、JETRO の HP となります。

#### 【アレルギー表示義務品目】

グルテンを含む穀物（小麦・大麦・ライ麦・オート麦、蒸留酒生産に使用される場合は除く）、甲殻類、卵、魚、落花生、大豆、牛乳（乳糖含む）、ナッツ（アーモンド、ヘーゼルナッツ、くるみ、カシューナッツ、ペカン、ブラジルナッツ、ピスタチオ、マカデミアナッツ）、セロリ、マスタード、ゴマ、亜硫酸塩（濃度が 10mg/kg あるいは 10mg/l 以上の場合）、ルピナス、軟体動物

#### ■その他ご参考■

日本食品消費動向調査（フランス）（2017年3月）

JETRO が、フランスにおける今後の日本食普及と日本産食品の輸出の可能性を検討するため、統計から見た食品の消費動向、消費者の食文化や嗜好性、小売、外食、電子商取引など購買チャネル別のトレンド、日本食の普及状況などをまとめた資料を公表していますので、ご参照ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/761861c5a2799231.html>